

## 書類の説明

### 《内容説明》

- ・麻薬取扱施設でなくなった場合の届出

### 《提出書類》

- ・残余麻薬届

### 《留意事項》

- ・次の場合には、免許失効等の日から15日以内に残余麻薬届を提出してください。
  - (1) 麻薬営業者の免許が失効した場合。
  - (2) 麻薬診療施設でなくなった場合。
  - (3) 開設者が死亡又は法人が解散した場合。この場合は、相続人又は精算人等が残余麻薬届出を提出してください。
- ・残余麻薬がない場合においても届出は必要です。
- ・残余麻薬については、免許失効等の事由の発生した日から起算して50日以内に廃棄又は譲渡等の手続きを行ってください。なお、麻薬を廃棄する場合又は麻薬を譲渡する場合は、麻薬廃棄届又は残余麻薬譲渡届の提出が必要となります。詳しくは、薬務行政室又は県立保健所へご相談ください。

# 残余麻薬届

県知事

殿

年 月 日

住所

届出義務者続柄

氏名（法人にあつては、名称）

麻薬及び向精神薬取締法第36条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

麻薬 取 扱 者	免許の種類		
	免許番号		
	氏名 (法人にあつては、名称)		
	麻薬業務所	所在地	
名称			
業務(研究)の廃止または免許の失効年月日		年 月 日	
届出の理由		<input type="checkbox"/> 業務廃止 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 法人化 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
残余麻薬の 品名および 数量	品名	数量	備考
残余麻薬の処置		1 麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の開設者に譲渡し、残余麻薬譲渡届を提出する予定 2 麻薬廃棄届を提出し、廃棄する予定 3 その他（具体的に記入すること。）	

(注意) 届出者は、麻薬業務所の開設者（設置者）となること。

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。